

委任契約書

を「甲」、全国食肉事業協同組合連合会を乙として、委任契約を締結する。

第1条 (委任事項・範囲)

甲は、乙に対し下記(1)から(4)の事項に必要な一切の事項の処理を委任し、乙はこれを受任した。

- (1) 甲が、東京電力株式会社(以下「東電」という。)福島原子力発電所事故に伴う、放射性物質の流出により受けた風評被害のうち、売上減少に伴う逸失利益の補償請求等に係る、東電との賠償請求の請求・交渉・和解の締結、並びに、原子力損害賠償紛争審査会及び裁判所への申し立て、取り下げ等、東電との賠償請求に係る一切のこと。
- (2) 他の食肉流通団体と構成する「食肉流通協議会」への参加と、応分の費用負担
- (3) 乙の行う弁護士を選任と、乙の行う一切の事務
- (4) 東電の補償金の受領と分配、必要経費の控除

2、甲は、乙と東電との間で補償請求額を減額合意する場合にあっても、乙に一任するものとする。

第2条 乙の第1条に定める委任事項の遂行に必要な費用として、委任事項の遂行によって乙が東電から受け取る補償金の金額の1パーセントの金額を乙が取得するものとし、乙が東電から受け取る補償金から委任事項の遂行に必要な費用である補償金の金額の1パーセントの金額を差し引いたものが甲の受領額となることについて、甲は承諾する。

第3条 甲は、乙が東電に対して補償請求を行うに当たり、補償請求に必要な関係書類の提供、証言その他最大限の協力をを行うものとする。

第4条 甲が関係法令、本契約等に違反した場合には、乙は、本契約を解除することができるものとし、甲はこれに異議を述べることはできない。

第5条 本契約に定めのない事項、あるいは疑義が生じた事項については、甲、乙協議の上、誠意をもって決定するものとする。また、本契約に関し紛争が生じた場合、甲、乙協議の上、これを解決するものとする。

2 乙は、収集した個人情報等を、業務委託、国等の公的機関への届出・提出が必要な場合を除き第三者へ提供をしないこと。

3 乙は、収集した個人情報については、本人及び東電からの求めに応じて開示できるものとする。

第8条 本契約に関する訴訟については、乙の所在地の地方裁判所を第一審の管轄裁

判所とする。

第9条 本契約の有効期間は、平成24年 月 日から平成25年3月31日までとする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保有する。

平成24年 月 日

甲 住所

⑩

乙 住所 東京都港区赤坂6丁目13番16号
全国食肉事業協同組合連合会
会長 福岡 伊三夫